

⑤ 障がい児支援

障がい児を対象とした施設・事業は、平成24年4月より児童福祉法に
根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

対象サービス



◆ 障害児通所支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス など

→ こども未来課で申請

◆ 障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

→ 児童相談所（県）で申請

相談支援



◆ サービス等利用計画など

- 居宅サービス
- 通所サービス

→ 相談支援事業所で相談

障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を
行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。



◆ 児童発達支援

通所利用の未就学の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。

※竹富町に事業所はありませんが、石垣市の事業所を利用できます。

詳しくは、ご相談ください。

◆ 巡回支援専門員

委託を受けた専門員が竹富町の保育所を定期的に訪問します。その中で、子育てや発達支援などについて、保育士や保護者への的確なアドバイスを行います。

巡回先	住所・連絡先
竹富保育所	竹富町字竹富326-1 TEL：85-2343
黒島保育所	竹富町字黒島148-1 TEL：85-4139
小浜保育所	竹富町字小浜1923-1 TEL：85-3278
大富保育所	竹富町字南風見仲29-41 TEL：85-5340
上原保育所	竹富町字上原382 TEL：85-6440
西表保育所	竹富町字西表650-1 TEL：85-6304
波照間保育所	竹富町字波照間10 TEL：85-8314

◆ 放課後デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供します。

※竹富町に事業所はありませんが、石垣市の事業所を利用できます。

詳しくは、ご相談ください。

◆ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病受給者に対して、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便を図るため、日常生活用具費を一部助成します。

ただし、対象者については、障害者総合支援法による事業の対象にならない者に限られています。詳しくは、こども未来課障がい福祉担当までお問い合わせください。

◆ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度難聴児に対して補聴器の購入、修理にかかる費用を一部助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援した事業です。助成金は意見書等の内容に基づいて算出されます。詳しくは、こども未来課障がい福祉担当までお問い合わせください。

対 象 者

- ・竹富町に住所を有する18歳未満の児童。
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上、70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象ではないこと。
- ・補聴器を装用することにより、言語の習得など一定の効果が期待できると指定医師により判断されていること。

助成金の交付申請をする際に必要なもの

- ☐ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金（購入・修理）交付申請書
- ☐ 意見書（指定医療機関に記入してもらいます。）
- ☐ 見積書（意見書の処方に基づき補聴器販売業者が作成します。）
- ☐ 住民票及び市町村民税の課税状況が確認できる書類

